平成２８年（フ）第３２８号
愛知県一宮市千秋町佐野字本郷3216番地１
グラン・リーオ・千秋305号
債務者　水澤　文子
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１５号
愛知県稲沢市平和町西光坊新町90番地　ＧＲＡＣＥ　ＨＯＵＳＥ101
債務者　三石　麻美
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１７号
香川県高松市川島本町283番地２
債務者　下田　武夫
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９５２号
福岡市中央区赤坂２丁目２番24号　メゾンドゥアジュール103号、住民票上の住所福岡市博多区吉塚１丁目14番13―201号
債務者　大道　優希
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５４号
福岡市南区鶴田３丁目８番23―101号
債務者　山崎　　葵
１　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６１号
（前住所）福岡市早良区原５丁目２番18―102号
債務者　井芹　友美
１　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６２号
福岡県春日市須玖北３丁目105番地　ジョイフル清光Ⅱ101号
債務者　平山真冬花
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６６号
福岡市早良区飯倉４丁目７番４号
債務者　山本久美子（旧姓小川）
１　決定年月日時　平成29年１月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６７号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原３丁目20番13―206号　第２吉原ビル
債務者　田中亜由美（旧姓門倉）
１　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄２丁目63番地　第２大野ビル103号
債務者　青木　和夫
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９９号
福岡市博多区奈良屋町５番７―504号
債務者　宮崎　幸子
１　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目75番地県営妙円寺団地１棟135
債務者　東　　知也
１　決定年月日時　平成29年２月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第９号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目75番地県営妙円寺団地１棟135
債務者　東　　早紀
１　決定年月日時　平成29年２月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１号
三重県志摩市志摩町和具2105番地10
債務者　澤田　安正
１　決定年月日時　平成29年２月７日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第２号
三重県志摩市志摩町和具2105番地10
債務者　澤田　智世
１　決定年月日時　平成29年２月７日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第３号
三重県志摩市志摩町片田3568番地２
債務者　澤田　保国
１　決定年月日時　平成29年２月７日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
島根県出雲市小津町83番地２
債務者　錦織　敏志
１　決定年月日時　平成29年２月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
松江地方裁判所出雲支部